

水防計画書

令和6年4月

上峰町

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	2
第4節 安全配慮	3
第5節 水防計画の策定	4
第2章 水防組織等	5
第1節 水防体制	5
第2節 水防本部の設置、組織及び事務分掌	6
第3章 水位の観測、通報及び公表	9
第1節 水位の観測	9
第2節 水位の通報	9
第3節 水位の公表	10
第4章 水防警報	11
第1節 安全確保の原則	11
第2節 洪水・高潮時の河川に関する水防警報	11
第5章 洪水予報	13
第1節 筑後川水系（下流部）の洪水予報	13
第6章 水防活動	14
第1節 水防体制の配備	14
第2節 水防本部係員の非常参集	14
第3節 消防団（水防団）の水防活動	15
第7章 水防信号	18
第8章 水防資材	20
第1節 水防倉庫並びに備蓄資材	20
第2節 水防資材の調達等	21
第9章 重要水防箇所等のうち危険と予想される箇所	22
第1節 県管理河川の重要水防箇所のうち危険と予想される箇所	22
第2節 水防警戒を要するため池	23
第3節 土砂災害警戒区域等指定状況	24

第 10 章	費用負担と公費負担	25
第 1 節	費用負担	25
第 2 節	公費負担	25
第 11 章	水防活動報告	27

第1章 総 則

第1節 目的

この水防計画書は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体たる上峰町が、同法第33条の規定に基づき、上峰町の地域にかかる河川の洪水や内水、高潮等の水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画書において、主な用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町（上峰町）をいう。

2 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定した団体（上峰町）をいう。

3 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町長（上峰町長）をいう。

4 量水標等管理者（法第2条第7項、法第10条第3項）

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう。

5 洪水予報河川（法第10条第2項、法11条第1項）

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

6 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

7 水防警報

河川について、洪水又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は県知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定められた水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する

情報及び氾濫発生情報のことをいう。

(1) 水防団待機水位【警戒レベル1相当】

各水防機関が水防体制に入る水位であり、量水標等の設置されている地点ごとに定める。

(2) 氾濫注意水位【警戒レベル2相当】

水防団の出動の目安となる水位であり、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

(3) 避難判断水位【警戒レベル3相当】

町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民に対し氾濫に関して注意喚起する水位である。

(4) 氾濫危険水位【警戒レベル4相当】

町長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(5) 氾濫発生【警戒レベル5相当】

9 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任等

1 水防管理団体の責任

管轄区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う

(1) 水防団の設置（法第5条）

(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）

(4) 水位の通報（法第12条第1項）

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

(6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法15条の3）

- (7) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (8) 水防団の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (9) 緊急通行（法第 19 条）
- (10) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (11) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (12) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (14) 公用負担（法第 28 条）
- (15) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (16) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (17) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (18) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (19) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (20) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 一般町民等の義務

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させることができる。（法第 24 条）

また、町民は水害が予想される場合は、水防に協力するよう努めなければならない。

第 4 節 安全配慮

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

- ・指揮者又は監視者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員の安全確保のため、事前に活動可能な時間帯を水防団員等に周知し、共有する。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合言葉等を事前に徹底する。

第5節 水防計画の策定

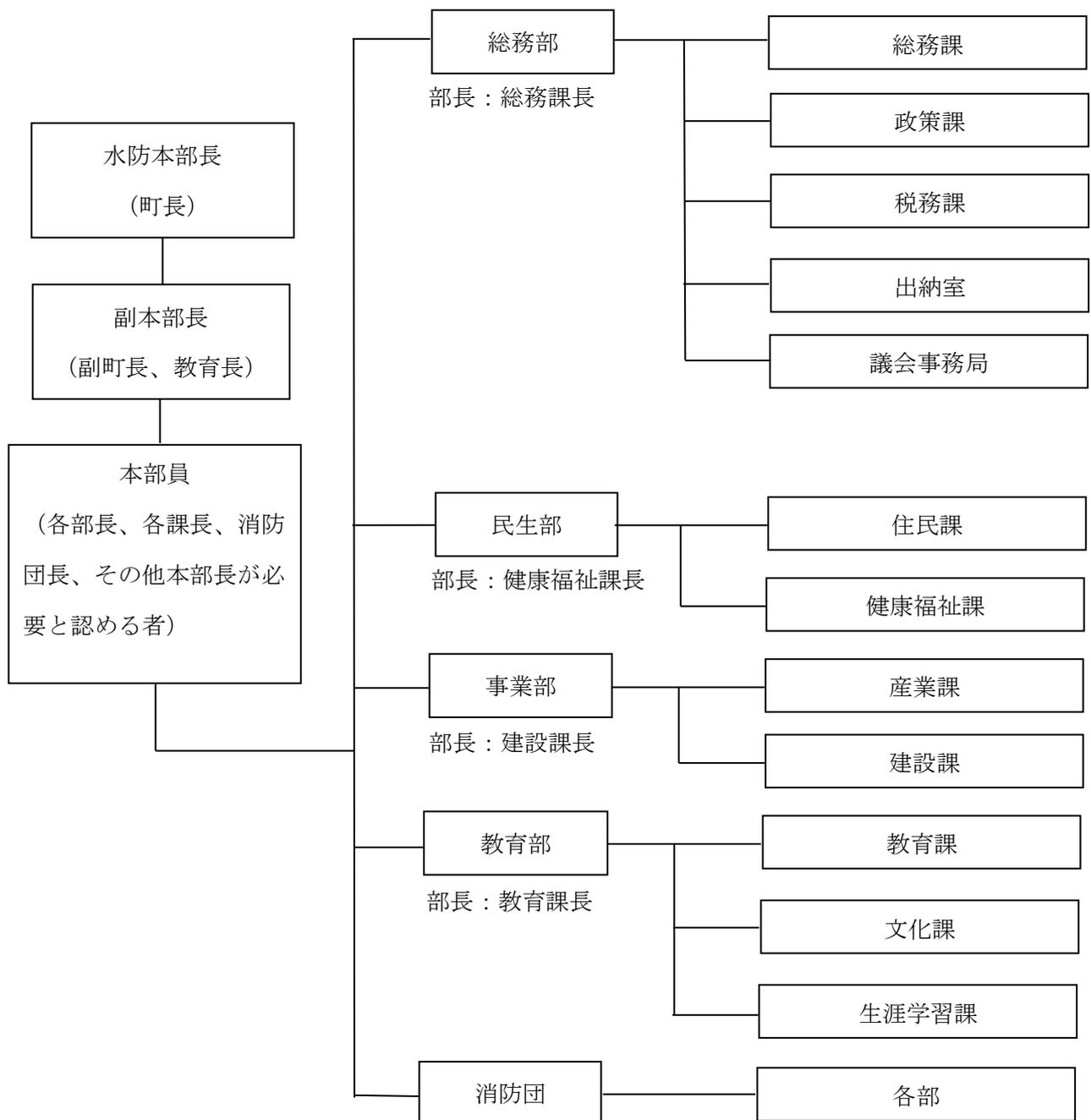
町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

第2節 水防本部の設置、組織及び事務分掌

1 水防本部の設置

- ① 町長は、洪水等に際し水防活動の必要があると認めた時から、その危険が除去するまでの間、上峰町に水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。
- ② 水防本部の事務局は総務課に置く。

2 水防本部組織



3 水防本部事務分掌

水防本部の事務分掌は次のとおりとする。

【総務課】

災害応急対策の全般調整、水防本部の開設・閉鎖、水防団との連絡、職員の動員、避難指示、気象情報の収集・伝達、関係機関との連絡・調整、自衛隊派遣要請
町有財産・施設の災害対策、町庁舎の被害状況調査及び応急対策、庁用車両の集中管理、燃料確保、救援物資の調達・管理

【政策課】

報道機関に対する情報の提供、災害記録の収集・保管、災害見舞者及び視察対応、町ホームページによる災害広報

【税務課】

救援物資の仕分け・配分、住家被害の調査、固定資産の被災証明

【出納室】

災害見舞金・義援金の保管

【議会事務局】

町議会との連絡

【住民課】

防疫及び清掃、廃棄物の処理、し尿処理、避難に伴う家庭動物対策、水道施設の応急対策、飲料水の供給確保

【健康福祉課】

医療・助産活動、医薬品・衛生材料の供給、感染症対策、救護所の設置、ボランティア活動支援、民生児童委員との連絡調整、福祉避難所の開設、避難行動要支援者の避難調整、要配慮者対策

【産業課】

農業用施設の応急対策（水門の開閉対応含む。）、商工観光団体との連絡調整、応急食料の調達・配分、生活必需品の調達・配分、炊き出し協力

【建設課】

公共土木施設の応急対策、応急土木資機材の確保、障害物の除去、水防活動の指導・協力、土砂災害及び水防危険個所の巡視・被害状況の把握、緊急輸送路の確保、仮設トイレの設置

【教育課】

児童生徒の安全確保、小・中学校を避難所とする場合の避難所の開設、炊き出し協力

【文化課】

文化財の応急対策、避難所における炊き出し

【生涯学習課】

社会体育施設の応急対策、公民館・体育館を避難所とする場合の避難所の開設

【消防団各部】

災害防御対策、避難者の誘導、救助・救出活動

第3章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測

1 水位観測所

町内の水位観測所は、河川に3か所（うち危機管理型水位計2か所）設置されている。

(1) 水位観測所

河川名	位置	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	量水標管理者 (観測者)	電話
切通川	江迎九丁分 (九丁分橋)	2. 8 0 m	3. 1 0 m	—	—	東部 土木事務所	(0942) 83-4176

(2) 危機管理型水位計観測所

河川名	土木事務所	位置	用途	観測方式	公表
六田川	東部 土木事務所	前牟田 (宮の前橋)	洪水時観測用	テレメータ	○
勘太郎川	東部 土木事務所	前牟田 (野間口橋)	洪水時観測用	テレメータ	○

第2節 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、水位観測所の水位状況について、県水防支部（東部土木事務所）に通報しなければならない。

1 通報事項

水防団待機水位（通報水位）に達したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは各々その時刻を通報しなければならない。

2 通報の要領

通報は佐賀県水防計画書に定める「水防通信連絡」等により、県防災無線その他のうち、最も正確かつ迅速な方法で行なわなければならない。

第3節 水位の公表

量水標管理者は、次の事項を正確迅速に公表しなければならない。

1 公表事項

水位観測所が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

2 公表の要領

県HPの「すい坊くん」の「水位現況表」に掲載することにより行う。

第4章 水防警報

第1節 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって水害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保を配慮して通知するものとする。

第2節 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

国土交通大臣及び県知事は気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

1 水防警報の発表者

(1) 国土交通大臣が発表する河川（筑後川※）

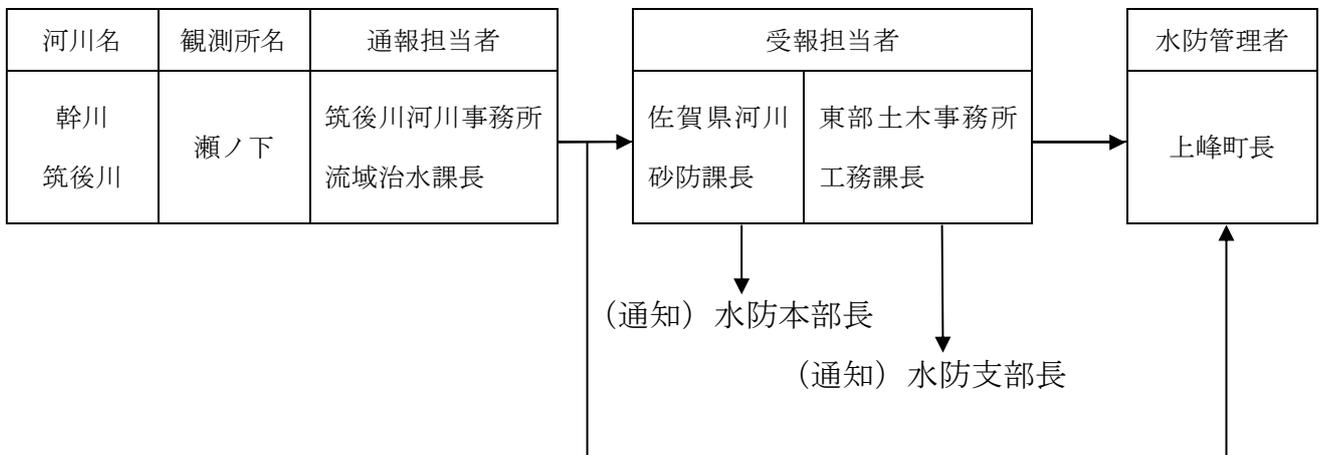
筑後川河川事務所長が発表するものとする。

※「区域」右岸 鳥栖下野町字下分から海まで

(2) 県知事が発表する河川（上峰町該当なし）

水防支部長（土木事務所長）が発表するものとする。

2 通報系統（筑後川）



3 対象量水標及び条件（筑後川）

河川名（水系名）：筑後川（筑後川）		量水標名：瀬ノ下
待 機	水防団待機水位（3.50m）に達し、氾濫注意水位（5.00m）に達すると思われるとき。	
準 備	水防団待機水位（3.50m）を越え、氾濫注意水位（5.00m）を突破すると思われるとき。	
出 動	氾濫注意水位（5.00m）に達し、なお、上昇すると思われるとき。	
解 除	氾濫注意水位（5.00m）以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。	

第5章 洪水予報

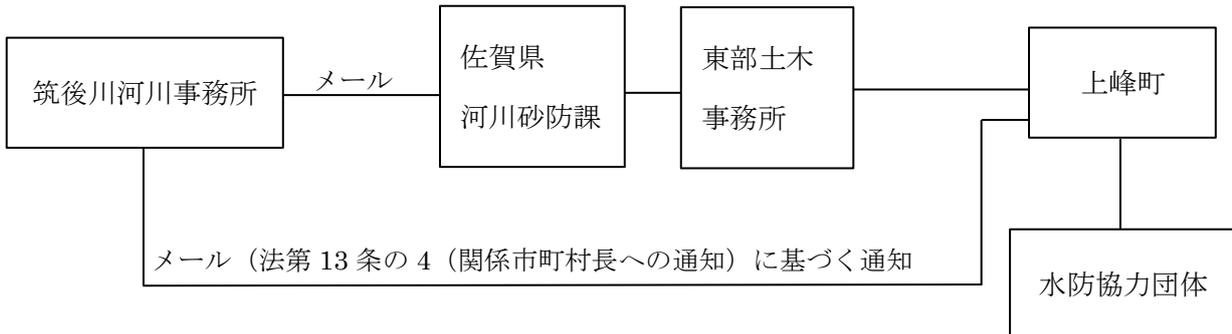
水防法及び気象業務法により、水防に関する業務を行う国土交通省大臣又は県知事と気象長官が共同して洪水予報を行う。

洪水予報の種類には、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」、「氾濫発生情報」がある。

第1節 筑後川水系（下流部）の洪水予報

筑後川河川事務所と福岡管区气象台が共同で洪水予報を行う。

洪水予報 伝達系統図【筑後川水系（下流部）】



第6章 水防活動

第1節 水防本部の配備

水防本部長は、水防事務を行うため、次の3段階の水防配備体制をとり、平常勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行う。

1 第1配備体制（災害情報連絡室）

大雨警報、洪水警報等、水防に関係ある気象の警報を受け、水防事態発生が予想されるとき、所属人員の一部をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集、その他の活動ができる体制

「配備職員」・・・総務課の中からあらかじめ指定された職員
建設課の中からあらかじめ指定された職員

2 第2配備体制（災害警戒本部）

大雨警報、洪水警報等、水防に関係ある気象の警報を受け、局地的な被害が発生したとき、所属人員の約半数をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制

「配備職員」・・・各課長等
総務課員、建設課員
各課等の中からあらかじめ指定された職員（所属の約1／2基準）
約半数の消防団員

3 第3配備体制（災害対策本部）

事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想されるとき、所属人員の全員をもって水防活動にあたる体制

「配備職員」・・・全職員
全消防団員

第2節 水防本部係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けた時は、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

第3節 消防団（水防団）の水防活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の規定による水防警報等を受けた時から、洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

1 消防団（水防団）の出動

出動については、次の基準により水防本部長の指令の下に、消防団長（水防団長）が指揮をとる。

（1）待機及び準備

水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき。予報により大雨、洪水のおそれがあるとき及び氾濫注意水位を突破するおそれがあるとき。

（2）出動

氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき。土砂災害警戒情報が発表されたとき及び高齢者等避難又は避難指示を発令したとき。

（3）解除

氾濫注意水位（警戒水位）を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を通知する。

2 巡視及び警戒

（1）平常時

水防管理者は、自ら又は消防団長（水防団長）に指示して、区域内の河川、堤防、水門、樋門等を巡視するとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

（2）出水時

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに消防団長（水防団長）にその警報を通知し、重要水防箇所を中心に巡視を行うよう指示する。

① 消防団長（水防団長）は、警報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、佐賀県水防信号及び標識に関する規則、第1信号により地域住民に周知するものとする。

② 消防団長（水防団長）は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水の恐れを察した時は、直ちにその状況を水防

管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘し、団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

③ 消防団長（水防団長）は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要がある時は、第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。

④ 消防団長（水防団長）は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認める時は、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

3 水防作業

水防作業を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員（水防団員）は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員（水防団員）が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長（水防団長）、団員及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補填

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長（水防団長）、団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長（水防団長）、団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

は、警察官は、消防団長（水防団長）、団員の職権を行うことができるものとする。

6 避難のための立退き

- ① 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、鳥栖警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を県東部土木事務所長に速やかに報告するものとする。

7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長（水防団長）は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長（水防団長）はできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

(2) 消防団（水防団）の非常配備の解除

消防団（水防団）の非常配備の解除は、水位が降下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員（水防団員）は自らの判断により勝手に部署を離れてはならない。

第7章 水防信号

水防信号は、佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）の規定に基づき次により行うものとする。

信号の種類	発する時	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達した時	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	各部長から、洪水の恐れがある旨の報告があった時	各団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した時	各団員の外、必要により一般住民の出動を求める。 鳥栖警察署に通報し、高齢者等を避難場所に誘導する。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めた時	鳥栖警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

〔水防信号〕

法第18条及び第20条の規定による「佐賀県水防信号及び標識に関する規則」参考

- 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理者団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号 (秒)			
第1信号	●—●—●	● 休止 (5) (15)	● 休止 (5) (15)	● 休止 (5) (15)	● 休止 (5) (15)
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	● 休止 (5) (6)	● 休止 (5) (6)	● 休止 (5) (6)	● 休止 (5) (6)
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	● 休止 (10) (5)	● 休止 (10) (5)	● 休止 (10) (5)	● 休止 (10) (5)
第4信号	乱打	● 休止 (60) (5)	● 休止 (60) (5)	● 休止 (60) (5)	● 休止 (60) (5)
備考	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時は、その旨口頭伝達する。				

第8章 水防資材

第1節 水防倉庫並びに備蓄資材

水防倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫並びに備蓄資材一覧表

水防倉庫名	上坊所水防倉庫
所在地	上峰町役場
備蓄資材	上峰町大字坊所 383 番地 1
土のう袋	2,500袋
縄	6巻
木杭	42本
鉄杭	36本
掛矢	7丁
鎌	7丁
スコップ	38丁
ペンチ類	2本
投光機	2基
発電機	2台

第2節 水防資材の調達等

1 緊急調達

水防資材確保のため、下記の水防資材に係る近隣の取扱業者の状況をあらかじめ把握しておくとともに、取扱業者との協議により緊急時に調達しうる数量等について確認しておく、補給に備えるものとする。

また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

資材	土のう袋、縄、木杭、鉄杭、その他
----	------------------

2 応急支援

備蓄資器材では不足するような緊急事態に際しては、速やかに国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材の応急支援の要請を行うものとする。

第9章 重要水防箇所等のうち危険と予想される箇所

第1節 県管理河川の重要水防箇所のうち危険と予想される箇所

番号	水系名	河川名	延長	区 間	予想される事態	水防工法	ラ ン ク
1	筑後川	切通川	左 50	<small>じょうべつとうげき</small> 上別当堰～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
2	筑後川	切通川	右 50	上別当堰～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
3	筑後川	切通川	右 1,280	北茂安三田川線から上流 850m	破堤	積土俵	B

○危険度評定基準

種別	危険度ランク	
	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）
堤防高	・時間雨量 30mm程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量 30～50mm程度の流下能力しかない区間
堤体の強度・断面	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・河川の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれがある区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予想される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所
* 2以上の項目に該当し、危険度ランクの違う場合は上位ランクに評定する。		

第2節 水防警戒を要するため池

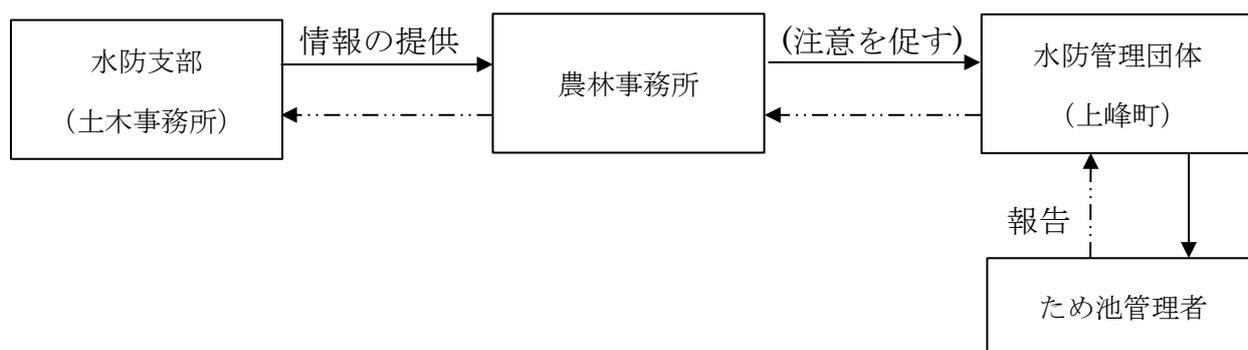
1 水防警報を要するため池一覧

番号	溜池名	管理者名	要水防 延長 (m)	満水 面積	貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	満水面上 の余裕高	対策水防 工法	要避難 民家数	危険状況等
1	五万ヶ池	上峰町	50.0	0.30	4.5	6.00	2.00	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり
2	耕地整理	屋形原区	116.0	1.50	54.0	9.30	1.70	土俵積	5	
3	谷渡	船石区	150.0	2.00	66.0	10.50	0.80	土俵積	10	
4	上の新立	堤区	64.0	1.00	20.0	5.00	1.50	土俵積	6	
5	下の新立	堤区	150.0	0.40	6.1	4.80	2.50	土俵積	6	
6	袋ヶ原	堤区	20.0	0.20	3.1	4.00	0.30	土俵積	3	
7	定時民	切通区	63.6	0.50	9.0	5.20	1.00	土俵積	5	
8	北原	切通区	159.0	3.00	5.4	4.20	1.50	土俵積	25	
9	船石	船石区	120.0	1.00	18.0	4.60	1.20	土俵積	27	
10	外記	*下津毛区等	85.0	2.40	36.0	5.00	1.20	土俵積	16	
11	イモゼ	屋形原区	24.5	0.1	1.3	2.6	0.20	土俵積	1	
12	掛入	屋形原区	13.5	0.04	0.2	5.00	0.30	土俵積	5	
13	京塚	屋形原区	13.0	0.05	0.6	2.80	0.30	土俵積	2	

*下津毛、井手口、上坊所、下坊所区

2 ため池の連絡体制について

大雨洪水警報時や長期的降雨が予想される場合、農林事務所長は、水防支部（土木事務所）からの水防警報等の情報を参考として、各関係市町に対し水防警報を要するため池やそれ以外の危険なため池に対して注意を促す。



第3節 土砂災害警戒区域等指定状況

	計		土石流		急傾斜	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
土砂災害警戒区域等の指定状況	17	16	9	9	8	7

1 土砂災害警戒区域

土砂災害により、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害により、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第 10 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- ① 法第 23 条の規定による応援のための費用
- ② 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長（水防団長）は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から権限の委任を受けた者は、水防管理者から交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証			
		上峰町水防団	〇〇部長
		氏 名	
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の		
権限を委任したことを証明する。			
		令和 年 月 日	
		上峰町水防管理者	氏 名 印

3 公用負担命令書

法第 28 条に規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならぬ。

第 号
公用負担命令書
目的物 種類 員数
水防法第 28 条第 1 項により (収用 処分) する。
令和 年 月 日
上峰町水防管理者 氏 名 印
殿

4 損失補填

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

第 11 章 水防活動報告

消防団長（水防団長）は、水防活動終了後 2 日以内に別紙様式により、水防管理者に報告しなければならない。

水防管理者は、水防活動を終了したときは、以下の状況についてすみやかに県水防支部（東部土木事務所）を経由して県水防本部に報告するものとする。

- ① 水防活動状況報告
- ② 一般被害一覧
- ③ 避難状況報告
- ④ 浸水区域等を記入した町図

